

x z 電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置の延長について

政府が実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業（※1）を2023年1月分から12月分までの期間実施とお知らせさせていただきましたが（2023年1月、2023年10月お知らせ済）、この度、2024年5月分まで更に延長されることが決定しましたのでお知らせさせていただきます。

1. 特別措置の対象となるお客様

当社と電気需給契約を締結している低圧および高圧のすべてのお客様

※本措置の適用にあたり、お客様から当社にお申し込みいただく必要はありません。

2. 特別措置延長期間

2024年5月使用分（2024年6月検針分）まで

3. 特別措置の内容

	2023年9月から2024年4月使用分まで	2024年5月使用分
低圧のお客様	1kWhにつき3.5円（税込）値引き	1kWhにつき1.8円（税込）値引き
高圧のお客様	1kWhにつき1.8円（税込）値引き	1kWhにつき0.9円（税込）値引き

4. お客様へのお知らせ方法

この特別措置を適用している期間中は、毎月の「マイページ」に、特別措置の適用による値引き単価などを掲載します。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。⇒ <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

また、政府によるお問い合わせ窓口が設けられています。（電気・ガス価格激変緩和対策 事務局）0120-013-305